

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、基本理念「利は人の喜びの陰にあり」の考えのもと、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切に、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」、店舗理念「100年続く店づくり」を柱に、企業目的を達成し企業価値を向上させるために経営の有効性と効率化を高めること並びに変化する経営環境に対して迅速な意思決定や機動性の向上を図っていく必要があると考えております。

また、経営の健全性を高めるために、経営監視機能の強化として、内部統制システム構築による自主点検及び内部監査による法令遵守(コンプライアンス)チェックがますます重要性を増してきていると認識しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社船井財産コンサルタンツ	960,000	18.35
うかい商事株式会社	765,000	14.62
鶴飼 正紀	550,000	10.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	148,800	2.84
大久保 勇	129,000	2.46
鶴飼 早苗	107,600	2.05
松井 隆	75,200	1.43
株式会社群馬銀行	72,000	1.37
多摩信用金庫	70,800	1.35
佐藤 和宣	61,460	1.17

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	小売業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

平成21年9月10日に当社が発表した「固定価格取引による自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載の固定価格取引に対し、株式会社船井財産コンサルタンツが平成21年9月11日に売付注文を行ったことにより、当社は株式会社船井財産コンサルタンツ所有の当社株式300,000株を取得いたしました。

なお、上記の結果、船井財産コンサルタンツは当社議決権所有割合が19.5%になったため、当社を持分法適用範囲から除外しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 **更新**

取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、経営の公正性及び透明性を高め効率的な経営体制の確立を実現してまいります。社外の監視体制の観点からも、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

なお、社外監査役3名のうち1名を独立役員として指定し、以下の通り経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

- ・各監査役は、法令、税務、経営管理に関して専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を活かして、適法性の監査に留まらず、社外の立場から経営全般について大局的観点で助言を行っております。
- ・常勤監査役1名は、同業他社の出身であり、経営管理の専門的な知識を有しております。社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に参加し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行う等、的確な分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めております。
- ・非常勤監査役(2名)は、1名は税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を、1名は弁護士であり法律の専門的な知見を有しており、経営陣から一定の距離にある外部の立場で取締役会に参加し、取締役の職務執行の状況について専門的見地で明確な説明を求めることにより、経営監視の実効性を高めております。

従って、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断し、社外取締役の選任は予定いたしておりません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況 **更新**

監査役会は期末において会計監査人より会計監査手続及び監査結果の概要についての報告を受け、両監査の連携を図っております。また、四半期ごとにレビュー結果報告会を行い、意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

相互補完的かつ効率的な監査が実施できるよう、常勤監査役は内部監査報告書の内容確認を行う他、必要に応じた打合せにより情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
鎌田 稔	他の会社の出身者									○
西牧 良悦	税理士									○
笠原 静夫	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
鎌田 稔	独立役員に指定しております。	同業他社の出身であり経営管理の専門的な知見を有しているため。 当社と鎌田稔氏の出身会社の間には、意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いと判断しております。また、鎌田稔氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
西牧 良悦	_____	税務の専門知識を社外の視点で当社の監査体制に活かすため。
笠原 静夫	_____	法律の専門知識を社外の視点で当社の監査体制に活かすため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

取締役会ならびに監査役会へ出席し、それぞれ専門的見地からの発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成19年7月20日、取締役8名に対して、退職慰労金要支給額相当の株式報酬型ストックオプション1,866個(普通株式186,600株)を発行しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役

該当項目に関する補足説明

内規に基づく退職慰労金要支給額相当のストックオプションであるため、付与対象者を社内取締役としております。現在まで4名の取締役が退任し、株式報酬型ストックオプション1,681個(普通株式168,100株)の行使が完了しております。

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年3月期における取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下の通りです。

取締役(8名):165百万円  
※当社は社外取締役を選任しておりません。

監査役(3名):12百万円  
※うち社外監査役(3名):12百万円

なお、上記の取締役に対する報酬等の総額には、平成21年6月25日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては常勤監査役より会社の情報を適宜提供するとともに、定例及び臨時の取締役会・監査役会に際しては、必要に応じて資料の事前配布及び説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社における業務遂行、監査・監督機関は下記のとおりとなっております。

a 取締役会

取締役会は、現在6名で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時及び臨時を含め原則として3ヶ月に1回開催しております。

b 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で監査役会が構成されております。監査役会は、監査役会規程に定められた事項に基づき、取締役・取締役会に対する監査機能を働かせており、原則として3ヶ月に1回定期的に開催し、臨時監査役会も必要に応じて開催しております。常勤監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査及び重要な事項についての報告を受けております。

c 経営戦略会議

会社法上の機関とは別に、当社は経営戦略会議を設置しており、取締役、常勤監査役、各店長等で構成され、原則として3ヶ月に2回定期的に開催しております。ここでは取締役会決議事項の報告、営業企画、予算管理等についての意見交換が活発に行われております。

d 内部監査の状況

社長直轄の内部監査部門である内部監査室(室長1名、一般社員2名)は、各部署の所管業務が法令、社内規程等に従い、適切かつ有効に運用されているかを監査し、その結果を社長に報告するとともに、適切な指導を行って、業務上の過誤による不測の事態の発生を予防し、業務の改善と経営の効率の向上を図っております。

e 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、友田和彦であり、あらた監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他7名により構成されております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直前の事業年度における定時株主総会開催日：平成22年6月24日（木曜日）
その他	株主総会の実施に際し、業績への理解度を深めていただくために映像を多用した事業報告のビジュアル化を図っております。また、開催場所については主要駅付近とし株主の皆様の利便性を確保しております。

#### 2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算ごとに会社説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報にて業績の推移及び決算説明資料等を掲載しております <a href="http://www.ukai.co.jp/">http://www.ukai.co.jp/</a>	なし
IRIに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 常務取締役経営企画室長 IR担当部署 経営企画室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業倫理規程」において、基本理念「利は人の喜びの陰にあり」、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切にし、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」を掲げ、すべての役員及び従業員にその周知徹底を図っております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

**更新** 当社は、内部統制システムに関する役職員の職務執行の基本方針を取締役会にて決議し、整備を進めております。

### 【内部統制システムの構築に関する基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) 規程の整備

取締役及び使用人が職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを、社内規程として整備する。また、各規程の所管部門を明確にし、法令等の変更があった場合に遺漏なく規程を改廃するための仕組みも整備する。

#### (2) コンプライアンス活動体制

取締役及び使用人は社会的、倫理的責任を自覚し、法令、定款及び規程を率先垂範して遵守する。また取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「業務の適正を確保する体制」を整備するためにコンプライアンス委員会を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき、取締役会議事録を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存、管理する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクについては、必要に応じ取締役会等で審議し、リスクの最小化を図る。また、業務運営上のリスクについては、リスク管理委員会を設置し、専門部会として食品衛生分科会、労務・安全衛生分科会、コンプライアンス分科会、防災分科会の4つの分科会を設置し、各分科会で審議し危機管理室が統括することにより、リスクの予防及び抑制を図り、リスクが現実化した場合の危機管理を行う体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

3ヶ月に1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現組織においては管理部からその人員を配置することとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が求める事項につき、監査役に報告する。また、監査役が監査に必要な情報を的確かつ迅速に入手できるよう、各部署から資料の提出及び情報の提供が速やかにできる体制を整備する。

7. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は内部監査部門との連携を図り、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。

### 【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で対応することとし、社内への指導、外部の専門機関との連携、情報の収集等により、その徹底を図っております。

また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当要求事案等の発生時には、警察当局や弁護士等との緊密な連携のもと、法的手段により対応いたします。

## **V**その他

### 1. 買収防衛に関する事項

現状においては、特段の買収防衛策の導入は予定しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【コーポレートガバナンス模式図】

